

平成27年5月19日

各 位

上場会社名 シ ナ ネ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 崎村 忠士
(コード番号 8132 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役経営企画本部長兼経営企画部長 清水 直樹
(TEL 03-5470-7133)

当社 BtoB 事業の当社子会社への会社分割による持株会社体制への移行及び 定款変更（商号及び事業目的の変更等）に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 21 日及び平成 26 年 12 月 16 日において、会社分割による持株会社体制への移行を決議したことをお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、当社の法人顧客を対象とする事業（以下、「BtoB 事業」）を、シナネン分割準備会社株式会社（以下、「分割準備会社」）に承継すること（以下、「本件会社分割」）を決議し、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

また、当社は、持株会社体制への移行に伴い、平成 27 年 10 月 1 日付で「シナネンホールディングス株式会社」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせる変更を行うことを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

本件会社分割は平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 81 期定時株主総会における定款変更の承認及び必要に応じ関係官庁等の承認が得られることが前提条件となります。

なお、本件会社分割は当社の 100%子会社への吸収分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 持株会社体制への移行に伴うグループ再編について

1. 持株会社体制への移行の背景

当社のコア事業であるエネルギーの卸・小売事業を取り巻く環境は、平成 28 年に予定される電力・ガス全面自由化を機に、正に 100 年に一度の「エネルギー構造変革の時代」を迎えることとなります。CO2 削減、エネルギーコスト上昇、節約・エコ志向による消費量減少等により既存の化石燃料事業には逆風が吹く一方で、再生可能エネルギーの更なる普及促進や電力小売分野における省エネルギー・節電・環境・防災に関連した新たなサービス事業も生まれています。

こうした中、当社がエネルギー事業で今後勝ち残っていくためには、地域または事業ごとの新たなサプライチェーンの再構築が必須であると考えています。

当社は自社を取り巻く環境変化に対応し、グループビジョンを実現するため、各事業における権限の委譲及び責任体制の明確化と、より一層の経営判断の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

2. 持株会社体制への移行目的

当社グループが持株会社体制に移行する目的は以下のとおりです。

(1) 事業会社の自立と成長

グループ内の事業領域が広がり、事業会社の規模が大きくなる中、新たな成長分野に向け各事業会社を再編し、権限委譲による自立と成長に対する積極的投資により、グループの長期持続的飛躍を目指します。

(2) コア事業の強化

コア事業であるエネルギーの卸・小売事業を地域別会社に統合して、意思決定スピードを速め変化に対応し、エネルギーと住まいと暮らしのサービスによる地域No. 1の総合エネルギー企業を目指します。

II. 当社を分割会社とする会社分割について

1. 会社分割の要旨

(1) 当該会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日	平成27年5月19日
契約締結日	平成27年5月19日
分割契約承認株主総会（承継会社）	平成27年6月24日（予定）
吸収分割期日（効力発生日）	平成27年10月1日（予定）

注：本件会社分割において、分割会社は、会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 当該会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるシナネン分割準備会社株式会社を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）であります。

(3) 当該会社分割に係る割当の内容

本件会社分割に際し、承継会社は2,600株を発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

(4) 当該会社分割の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 当該会社分割により減少する資本金

本件会社分割によって減少する資本金はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件会社分割により、承継会社は、効力発生日において当社に属するBtoB事業に関する資産、負債、その他の権利義務等（吸収分割契約書に別段の定めがあるものを除きます）を承継いたします。なお、承継会社が承継する債務につきましては、重疊的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件会社分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、当社及び承継会社において本件会社分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は想定されていないことから、本件会社分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断いたします。

2. 本件会社分割の当事会社の概要

(1) 本件会社分割の当事会社の概要

	分割会社	承継会社
(1) 名称	シナネン株式会社	シナネン分割準備会社株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸1-4-22	東京都港区海岸1-4-22
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 崎村 忠士	代表取締役社長 田口 政人

(4) 事業内容	エネルギー卸売及び周辺事業	エネルギー卸売及び周辺事業
(5) 資本金	156億3,000万円	4,000万円
(6) 設立年月日	昭和9年4月25日	平成27年4月1日
(7) 発行済株式数	75,752,958株	400株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	伊藤忠エネクス株式会社 13.8% 明治安田生命保険相互会社 5.5% コスモ石油株式会社 5.2% シナネン取引先持株会 3.2% 出光興産株式会社 3.1%	シナネン株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成27年3月期(連結)	—
純資産	47,075百万円	—
総資産	89,322百万円	—
1株当たり純資産	733.66円	—
売上高	281,375百万円	—
営業利益	1,703百万円	—
経常利益	2,629百万円	—
当期純利益	1,423百万円	—
1株当たり当期純利益	22.21円	—

(注) 承継会社は、平成27年4月1日に設立しており、確定した事業年度はありません。

(2) 分割する部門の事業概要

①分割する部門の事業内容

ソリューション事業本部が営む事業

②分割する部門の経営成績(平成27年3月期)

	分割対象事業実績(a)	平成27年3月期連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	198,344百万円	281,375百万円	70.5%

③分割する資産、負債の項目及び帳簿価格(平成27年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	2,571百万円	流動負債	333百万円
固定資産	4,725百万円	固定負債	536百万円
合 計	7,296百万円	合 計	870百万円

③会社分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名 称	シナネンホールディングス株式会社 (予定)	シナネン株式会社(予定)
(2) 所 在 地	東京都港区海岸1-4-22	東京都港区海岸1-4-22
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 崎村 忠士	代表取締役社長 田口 政人
(4) 事業内容	持株会社	エネルギー卸売及び周辺事業
(5) 資本金	156億3,000万円	3億円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

注：シナネン株式会社は平成 27 年 10 月 1 日付でシナネンホールディングス株式会社に商号変更予定
シナネン分割準備会社株式会社は平成 27 年 10 月 1 日付でシナネン株式会社に商号変更予定

3. 今後の見通し

本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本件会社分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入及び経営指導料等が中心となり、費用は持株会社としての運営機能に関わるものが中心となる予定です。

III. 定款の変更

1. 定款変更の目的

平成 27 年 10 月 1 日（予定）に持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」によって、業務執行を行わない取締役及び監査役についても責任限定契約を締結するための変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

（下線部分に変更箇所を示しております）

現行定款	変更後
<p>第 1 条（商号） 本会社はシナネン株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SINANEN CO., LTD.</u> と表示する。</p>	<p>第 1 条（商号） 本会社はシナネンホールディングス株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SINANEN HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p>
<p>第 2 条（目的） 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第 2 条（目的） 本会社は次の事業を営むこと、<u>並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国法人の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p>
<p>1. ～ 2 9. （条文省略）</p> <p>第 3 条～第 2 7 条 （条文省略）</p>	<p>1. ～ 2 9. （現行どおり）</p> <p>第 3 条～第 2 7 条 （現行どおり）</p>
<p>第 2 8 条（取締役の一部責任免除） （第 1 項 条文省略）</p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第 2 8 条（取締役の一部責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 2 9 条～第 3 5 条 （条文省略）</p>	<p>第 2 9 条～第 3 5 条 （現行どおり）</p>

<p>第36条（監査役の一部責任免除） （第1項 条文省略）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第37条～第41条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第36条（監査役の一部責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第37条～第41条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条（商号）及び第2条（目的）の規定の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>
--	--

3. 定款変更の日程

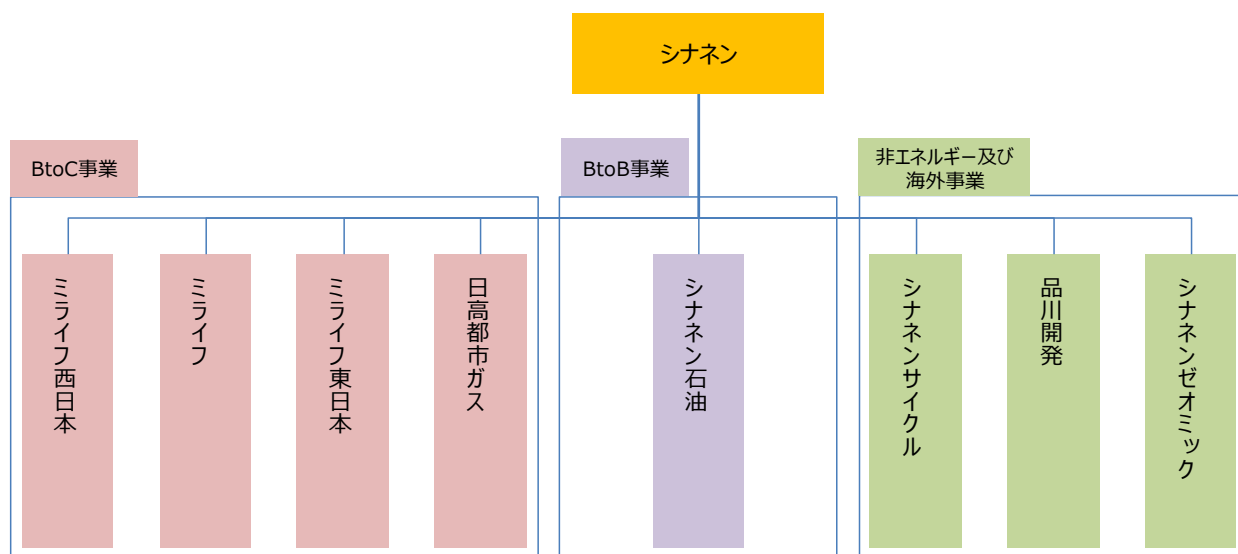
定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日（第28条及び第36条）	平成27年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日（第1条及び第2条並びに附則）	平成27年10月1日（予定）

（参考）当期連結業績予想（平成27年5月11日公表分）及び前期連結実績

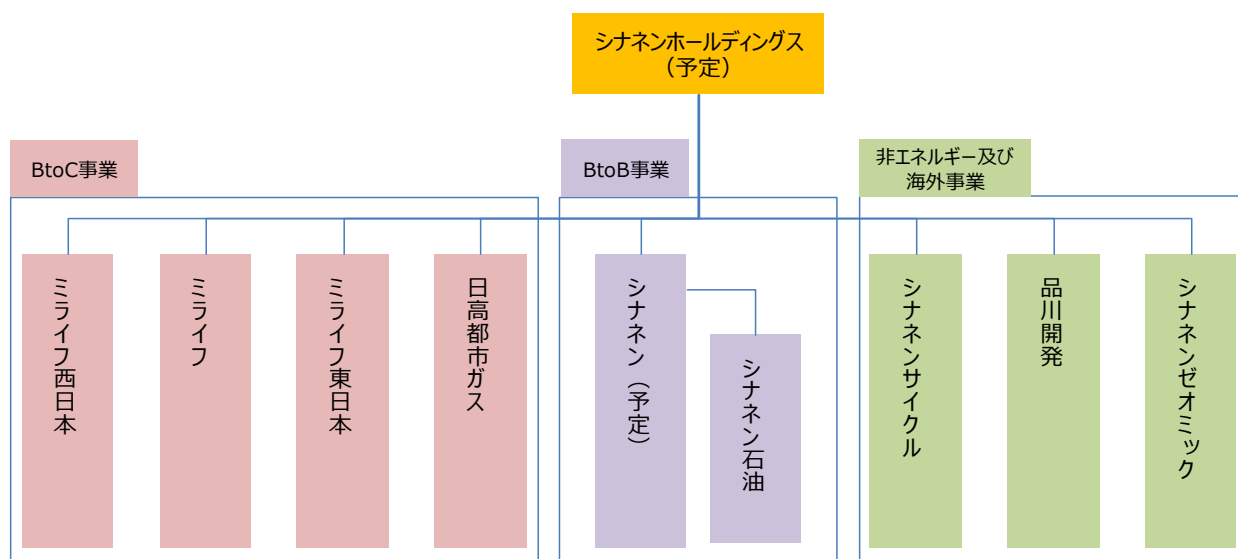
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 （平成28年3月期）	300,000百万円	3,100百万円	3,700百万円	2,200百万円
前期実績 （平成27年3月期）	281,375百万円	1,703百万円	2,629百万円	1,423百万円

(参考) グループ再編後における当社のグループ体制

1. 平成 27 年 4 月 1 日時点における当社グループ体制 (イメージ)



2. 平成 27 年 10 月 1 日時点における当社グループ体制 (イメージ)



以 上